

# 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人徳島県労働者福祉協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市に置く。